

武蔵野市立吉祥寺図書館の管理運営に関する基本協定書

武蔵野市教育委員会（以下「甲」という。）と武蔵野市立吉祥寺図書館（以下「施設」という。）の管理を行わせるため甲が指定した指定管理者公益財団法人武蔵野文化生涯学習事業団（以下「乙」という。）とは、次のとおり協定（以下「基本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 基本協定は、甲と乙とが相互に協力し、事業を円滑に実施するために必要な基本的事項を定めることを目的とする。

（指定管理者の指定の意義）

第2条 乙は、民間事業者のノウハウや能力を活用して、公の施設の設置目的を効果的かつ効率的に達成するという指定管理者制度の趣旨に鑑み、対象施設の市民サービスの向上に取り組むものとする。

（公共性及び民間事業者が行う事業の趣旨の尊重）

第3条 乙は、社会教育施設としてこれからの本市の図書館に求められる役割を十分に認識したうえで、施設の管理運営並びに事業を実施するものとする。

2 甲は、事業が民間事業者によって実施されるものであることを十分理解し、対等な立場に立ってその趣旨を尊重するものとする。

（管理運営の基本方針）

第4条 乙は、施設の管理運営及び事業を実施するにあたっては、自らの創意工夫を活かし、施設の利用者に対するサービスの向上及び管理経費の縮減を図り、図書館としての基本的な機能を充実させながら、地域や施設の特徴を十分に生かして全ての利用者が気軽に立ち寄りたくなる魅力的な図書館づくりに努めなければならない。

（管理する施設）

第5条 乙が、指定管理者として管理を行う施設の名称及び位置、管理の基準となる条例及び規則並びに指定管理者が行う業務（以下「管理業務」という。）は、次の表のとおりとする。

名称	位置	管理の基準となる条例及び規則	指定管理者が行う業務
----	----	----------------	------------

武蔵野市立 吉祥寺図書館	武蔵野市 吉祥寺本 町1丁目 21番13 号	武蔵野市立図書館条例(平成6年 12月武蔵野市条例第47号。以下 「条例」という。) 武蔵野市立図書館条例施行規則 (平成22年12月教育委員会規則 第2号。以下「規則」という。)	条例第6条 に掲げる業 務
-----------------	------------------------------------	---	---------------------

(協定の期間)

第6条 この協定の有効期間(以下「協定期間」という。)は、令和7年4月1日から令和12年3月31日までの5年間とする。

2 本業務に係る会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(法令の遵守)

第7条 乙は、本業務の実施にあたり、日本国の関係法令を遵守しなければならない。

(業務範囲及び管理条件の変更)

第8条 甲又は乙は、必要と認める場合は、相手方に対する通知をもって第5条で定めた本業務の範囲及び業務実施条件の変更を求めることができる。

2 甲又は乙は、前項の通知を受けた場合は、協議に応じなければならない。

3 業務範囲又は業務実施条件の変更及びそれに伴う指定管理料の変更等については、前項の協議において決定するものとする。

(甲が行う業務の範囲)

第9条 次の業務については、甲が自らの責任と費用において実施するものとする。

(1) 第19条第1項に定める管理施設の計画的修繕、改造、増築又は移設

(2) 第19条第2項に定める1件100万円(消費税及び地方消費税含む)以上の修繕

(3) 行政財産の目的外使用許可

(管理業務)

第10条 乙は、基本協定及び当該事業年度における事項について別に定める協定書(以下「年度協定」という。)並びに吉祥寺図書館指定管理者要求水準書(以下「要求水準書」という。)、条例その他の規程及び事業計画書に従い、その管理業務を善良な管理者の注意をもって、誠実かつ公正に履行しなければならない。

(留意事項)

第11条 乙は、管理業務の実施にあたっては、次に掲げる事項に留意し、業務を円滑に行うものとする。

(1) 条例の設置目的に基づいて管理運営を行うこと。

(2) 公の施設であることを常に念頭において、公平な運営を行うこととし、

特定の団体等に有利又は不利となる運営をしないこと。

- (3) 市、市民、関係団体等との連携を図った事業運営を行うこと。
- (4) 施設の管理運営にかかわる各種要綱等を作成する場合は、甲と協議すること。
- (5) 緊急時対策並びに防犯及び防災対策については、マニュアル等を作成し、管理業務に従事している者に周知徹底すること。
- (6) 管理業務遂行に必要な各種規程がないときは、市の諸規程に準じ、又はその趣旨に基づいて業務を実施すること。

(基本協定以外の規定の適用関係)

第12条 基本協定及び年度協定並びに要求水準書の規定の間に矛盾又はそこがある場合は、基本協定の解釈が優先するものとする。

- 2 年度協定に定める施設運営事業計画書及び施設管理事業計画書並びに事業に関する事業計画書において、その記載内容に矛盾又はそこがある場合は、甲と乙とは協議のうえ、これを決定するものとする。

(事業協力)

第13条 乙は、甲の実施する事業に積極的に協力するものとする。

(事業の広報等)

第14条 甲は、乙の実施する事業の広報等について、協力するものとする。

(目的外使用)

第15条 乙は、利用者の利便のため、管理業務以外で施設を使用する場合は、あらかじめ甲の承認を得なければならない。

(申請書の様式等)

第16条 使用許可の申請等の手続に係る様式は、あらかじめ甲の承認を得て、乙が定めるものとする。

(再委託の禁止)

第17条 乙は、管理業務を第三者に再委託してはならない。ただし、次に掲げるものを除く。

- (1) 警備、清掃等の施設管理業務
 - (2) 施設又はその附帯する設備及び器具（以下「附属設備」という。）の保守業務
 - (3) 条例第1条に規定する目的を達成するために必要な事業に関する業務のうち、専門性等により再委託することが適当であり甲が認めるもの
 - (4) 前3号に掲げる業務に準ずる業務
- 2 乙は、前項ただし書の規定により第三者に再委託する場合は、あらかじめ甲の規定にのっとり再委託に関する承諾申請書を提出したうえで、甲の承諾を得なければならない。
 - 3 乙が前項に基づき本業務の一部を第三者に実施させる場合は、全て乙の責任及び費用において行うものとし、本業務に関して乙が使用する第三者

の責めに帰すべき事由により生じた損害及び増加費用については、全て乙の責めに帰すべき事由により生じた損害及び増加費用とみなして、乙が負担するものとする。

（責任者の配置）

第18条 乙は、管理業務を円滑かつ適正に履行するため、管理責任者を配置するものとする。

2 乙は、前項に定める管理責任者に変更があった場合は、遅滞なく甲に届け出なければならない。

（施設の修繕等）

第19条 管理施設の計画的修繕、改造、増築又は移設については、甲が自己の費用と責任において実施するものとする。

2 管理施設の修繕等のうち日常的なもので、1件につき100万円（消費税及び地方消費税を含む。）未満のものについては、あらかじめ甲の承認を受けた上で、乙の費用と責任において実施するものとし、乙はその結果を速やかに甲に報告するものとする。

（事件・事故・災害等への対応）

第20条 乙は、管理業務を行うに当たり事件・事故・災害等が発生したときは、迅速かつ適切な対応を行い、速やかに甲にその状況を報告しなければならない。

（事故報告）

策21条 乙は、天災事変その他の事故により甲の財産が滅失し、又は損傷したときは、直ちに甲に報告するとともに、その指示に従うものとする。

（個人情報の保護）

策22条 乙又は本業務の全部又は一部に従事する者は、本業務の実施によって知り得た秘密及び甲の行政事務で一般に公開されていない事項を外部へ漏らし、又は他の目的に使用してはならない。指定期間が満了し、又は指定を取り消された後においても同様とする。

2 乙は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の規定に準拠し、本業務の実施に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失及び毀損等の事故の防止その他個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

（文書管理）

第23条 乙は本業務において必要な文書について適正に管理するものとする。管理基準、保存期間等については別途定める。

（情報の公開）

第24条 乙は、武蔵野市情報公開条例（平成13年3月武蔵野市条例第5号）の趣旨にのっとりその保有する情報の公開を推進していくため、情報公開取扱規程等の制定を行うものとする。ただし、同様の規定を現に有してい

る場合は、この限りでない。

- 2 前項に規定するもののほか、乙は、武蔵野市情報公開条例の趣旨に沿った情報公開のための必要な措置を講じるものとする。

（環境への配慮）

- 第25条 乙は、第五期武蔵野市環境基本計画に定める環境方針に留意しつつ、甲と連携し環境負荷低減に向けた取組みを推進するものとする。

（備品の購入等）

- 第26条 備品が破損及び不具合等により業務の実施の用に供することができなくなった場合は、次項に該当するものを除き、甲が購入または調達するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、甲は、指定管理料のうち、条例第5条第1号に規定する図書館資料を除く備品の購入又は修繕の支払に充てるものとして年度協定に定める額の範囲内で、乙に1件20万円を上限として備品を購入又は修繕させることができる。

- 3 前項の規定により乙が購入した備品については、甲に所有権が帰属するものとする。

（備品等の扱い）

- 第27条 協定期間の満了における備品等の扱いについては、次のとおりとする。

- (1) 備品（乙が自己の費用（指定管理料は除く。）において購入又は調達したものを除く。）等については、甲又は甲が指定するものに対して引き継がなければならない。

- (2) 乙が自己の費用（指定管理料は除く。）において購入又は調達した備品等については、原則として乙が自己の責任と費用で撤去又は撤収するものとする。ただし、甲及び乙の協議により、乙は、甲又は甲が指定するものに対して引き継ぐことができるものとする。

- 2 消耗品、その他の物品類の扱いについては、前項に準じ、甲乙協議の上決定するものとする。

- 3 本協定の満了に際し、本業務の実施に必要な文書等について、乙は、甲又は甲が指定するものに対して引き継がなければならない。

- 4 乙は、乙が保有する個人情報を、甲又は甲が指定する者に引き継ぐ際には、漏えいのないように確実に引き継がなければならない。また、保有する必要のなくなった個人情報は、適切な手段で速やかに廃棄することとし、乙が独自のシステム等を利用していた場合には、引継ぎや廃棄を確実に行うものとする。

（維持管理）

- 第28条 乙は、施設、同附帯設備及び器具並びに甲の所有する物品については常に善良な管理者の注意をもって維持管理するものとする。

(事業計画書)

第29条 乙は、あらかじめ次に掲げる内容を記載した管理業務に係る事業計画書（以下「事業計画書」という。）を作成し、各年度の前の年度の甲が指定する日までに甲に提出し、承諾を得なければならない。ただし、管理運営の準備行為の期間については、この限りでない。

- (1) 事業の重点目標・取組方針等
- (2) 事業計画(主な業務内容)等
- (3) 組織管理体制・人員配置体制等
- (4) 収入及び支出の見込み等

2 甲は、前項の規定により提出された事業計画書については、必要があると認めるときは、乙に対してその変更を指示することができる。

3 乙は、事業計画書の内容等を変更する必要があるときは、甲と協議し、その承諾を得なければ変更できない。

(利用者ニーズの把握)

第30条 乙は、施設の利用者に対するサービスの向上等を図るため、甲と協議の上、利用者へのアンケートの実施等により乙の管理業務に係る利用者ニーズ等を把握するものとする。

2 乙は、前項の調査結果に基づき、管理施設のサービスの質の向上と業務改善に努めなければならない。なお、甲は利用者アンケート調査結果を公表するものとする。

(モニタリングの実施)

第31条 甲は、「武蔵野市公の施設のモニタリングに関する指針」に定めるモニタリング（以下「モニタリング」という。）を実施するものとする。

2 乙は、モニタリングの実施にあたり、甲が管理業務の実施状況の調査又は文書の提出を求めたときは、これに速やかに応じなければならない。

3 乙が実施するモニタリングに係る費用は乙の負担とする。

4 モニタリングの結果、乙の管理業務に改善が必要であると判断した場合、甲は、管理業務の改善等必要な指示を行うものとする。

5 乙は、モニタリングにおいて甲から改善等の指示があった場合は、甲から指示された内容に従い、管理業務の改善等を行い、甲へ改善等の報告書を提出しなければならない。

6 乙は、モニタリングの評価に関する事項が甲の判断で公表されることを拒みもしくは妨げることができないものとし、当該公表を承諾するものとする。

(労働条件審査への協力)

第32条 甲は、「武蔵野市指定管理者制度の運用に関する指針」に定める労働条件審査を実施するものとする。

2 労働条件審査の実施にあたり、甲が乙の従業員等の労働条件について調

査又は文書の提出を求めたときは、これに速やかに応じなければならない。

- 3 労働条件審査の結果、乙の業務に改善が必要であると判断した場合、甲は、業務の改善等必要な指示を行うものとする。
- 4 労働条件審査において甲から改善等の指示があった場合は、甲から指示された内容に従い、指定管理業務の改善等を行い、甲へ改善等の報告書を提出しなければならない。
- 5 乙は、労働条件審査の結果に関する事項が甲の判断で公表されたことを拒み、若しくは妨げることはできないものとし、当該公表を承諾するものとする。

（事業報告書の作成及び提出）

第33条 乙は、武蔵野市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成16年6月武蔵野市条例第13号。以下「手続条例」という。）第8条第1項第6号に掲げる事業報告書を、毎会計年度終了後90日以内に甲に提出するものとする。

- 2 事業報告書は、次に掲げる事項について当該年度の実績等を記載したものとする。

- (1) 管理業務の実施状況及び施設の利用状況
- (2) 管理経費の収支状況
- (3) 前2号に掲げるもののほか、管理の実態を把握するために市長が必要と認める事項

（定例報告）

第34条 乙は、前条第2項第1号に掲げる事項については、年度当初に施設の管理に係る予算書及び事業計画書等を、事業終了後は甲の指定する日までに施設の管理に係る決算書及び事業実績等を提出しなければならない。

- 2 前項に規定するもののほか、乙は、四半期終了ごとにその管理運営等に係る実績報告を提出しなければならない。
- 3 乙は、管理業務の会計に関する帳簿及び書類等を整備して、常に経理状況を明らかにしておくとともに当該年度の終了後5年間これを保存するものとする。

（調査報告）

第35条 乙は、甲から手続条例第8条第7号に掲げる業務報告の聴取等について求められた場合は、速やかに対応するものとする。

- 2 武蔵野市監査委員は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定により、乙の管理業務に関する出納関連の事務について監査を行うことができる。

（検査）

第36条 甲は、施設の適正な管理運営を図るため、必要と認めるときは、乙

の管理する帳簿、書類その他の記録を検査することができる。

（業務実施状況等の確認）

第37条 甲は、乙が提出した第29条の事業計画書及び前第33条の事業報告書に基づき、乙が行う業務の実施状況及び施設の管理状況の確認を随時行うものとする。

2 甲は、前項の確認のため必要があると認める場合には、乙に対して本業務の実施状況や本業務に係る管理経費等の収支状況等について文書又は口頭による報告を求め、又は管理施設へ随時立ち入って実施状況を調査することができるものとする。

3 乙は、甲から前項の申出を受けた場合は、合理的な理由がある場合を除いてその申出に応じなければならない。

（業務の改善指示）

第38条 第31条に規定するモニタリング及び前条による確認の結果、乙による業務実施状況が第5条及び第10条の規定に基づく実施条件を満たしていないと認められるときは、甲は、乙に対して必要な指示を行い、又は業務の改善を勧告するものとする。

2 乙は、前項の指示又は改善勧告を受けた場合は、甲に対して改善策を提示するとともに、速やかに実行し、改善結果を市に報告しなければならない。

（指定管理料の支払、額及び精算等の額等）

第39条 甲は、本業務の実施の対価として、予算の範囲内で乙に対して指定管理料を支払う。

2 甲が乙に対して支払う指定管理料の額は、1会計年度に要する経費とし、それに伴う請求、精算及び変更の詳細について、別途年度協定に定めるものとする。

3 前項の規定により乙が精算を行ったとき、業務委託料の余剰金及び業務委託料により実施した事業から派生した収入については、全額、残金として甲に返還されなければならない。

（指定管理料の変更）

第40条 甲又は乙は、指定期間中に不測の事態が生じ、当初合意された指定管理料が不適当となったと認めたときは、相手方に対して通知をもって指定管理料の変更を申し出ることができるものとする。

2 甲又は乙は、前項の申出を受けた場合は、協議に応じなければならない。

3 変更の要否、変更金額等については、前項の協議により決定するものとする。

（管理口座）

第41条 乙は、本業務の実施に係る収入及び支出を適切に管理することを目的として、本業務専用の口座を開設し、その適切な運用を図るものとする。

（損害賠償の義務）

第42条 甲は、乙がこの協定の義務の履行を怠り、又はこの協定に定める各条項に違反したときは、そのことによって生じた損害の賠償を乙に求めることができる。ただし、甲がやむを得ない理由があると認めるときは、これを減額し、又は免除することができる。

2 甲は、業務の実施中に乙の原因により発生した事故に対しては、何らの責任を負わないものとする。

3 乙又は乙の代理人等が業務の実施にあたり、故意又は過失により甲又は第三者に損害を与えた場合は、乙は、甲又は第三者に対する損害賠償の責任を負うものとする。

（保険）

第43条 乙は、対象施設の指定期間中、要求水準書に定める保険に加入し、その保険料を負担するものとする。この場合、乙は、乙の協力法人・受託者・下請負人等の関係者に要求水準書に定める保険の一部に加入させ、その保険料を負担させることができる。

（不可抗力発生時の対応）

第44条 不可抗力が発生した場合、乙は、不可抗力の影響を早期に除去すべく対応措置をとり、不可抗力により発生した損害、損失及び増加費用を最小限にするよう努めなければならない。

（不可抗力によって発生した施設の復旧費用等の負担）

第45条 不可抗力の発生に起因して施設、設備及び備品に損害や増加費用が発生した場合、乙は、その内容や程度の詳細について、甲に通知するものとする。

2 甲は、前項の通知を受け取った場合、損害状況の確認を行ったうえで乙と協議を行い、不可抗力の判定、費用負担等を決定するものとする。不可抗力の発生に起因して施設、設備及び備品に損害又は増加費用が発生した場合、当該費用については合理性の認められる範囲で甲が負担するものとする。なお、乙が加入した保険により補填された金額相当分については、甲の負担に含まないものとする。

（不可抗力によって発生した管理運営の変更及び対策の費用等の負担）

第46条 不可抗力の発生に起因して乙に損失や増加費用が発生した場合、乙は、その内容及び程度の詳細について、甲に通知するものとする。

2 甲は、前項の通知を受け取った場合、損失状況の確認を行ったうえで乙と協議を行い、不可抗力の判定、費用負担等を決定するものとする。

3 不可抗力の発生に起因して乙に損失や増加費用が発生した場合、当該費用の負担については甲と乙協議のうえ、決定するものとする。なお、乙が加入した保険により補填された金額相当分については、甲の負担に含まないものとする。

4 不可抗力の発生に起因して甲に損失や増加費用が発生した場合、当該費用については甲が負担するものとする。

(不可抗力による一部の業務実施の免除)

第47条 第45条第2項及び前条第2項に定める協議の結果、不可抗力の発生により本業務の一部の実施ができなくなったと認められた場合、乙は不可抗力により影響を受ける限度において本協定に定める義務を免れるものとする。

2 乙が不可抗力により業務の一部を実施できなかった場合、甲は、乙との協議のうえ、乙が当該業務を実施できなかったことにより免れた費用分を指定管理料から減額することができるものとする。

3 前項の規定に基づき、甲は、乙に支払った指定管理料の全部又は一部の返還を求めることができる。

(予約する事業の承継)

第48条 乙は、その協定期間を超えて施設の管理業務に係る契約を締結しようとするときは、あらかじめ甲と協議しなければならない。

2 前項の契約は、協定期間終了後、引き続く期間に係る指定管理者への継承が可能なものであることを考慮したものでなければならない。

3 乙は、その協定期間を超えて管理業務に係る契約を行うときは、あらかじめ甲の承認を得なければならない。

4 前3項の契約の権利及び次の指定期間に係る利用申請は、協定期間終了の際、速やかに甲に引き渡さなければならない。

(指定の取消し及び管理業務の停止命令)

第49条 手続条例第10条の規定に該当する場合は、次の各号のいずれかに該当するときとし、甲は、乙の指定を取り消し、又は期間を定めて管理業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

(1) 関係法令、条例、規則、基本協定又は年度協定の条項に違反したとき。

(2) 基本協定若しくは年度協定に基づく施設の管理を履行しないとき又は履行の見込みがないと認められるとき。

(3) 指定の解除を申し出たとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、甲の正当な指示に従わないとき。

2 甲は、前項に基づいて指定の取消しを行おうとする際には、事前にその旨を乙に通知した上で、次に掲げる事項について乙と協議を行わなければならない。

(1) 指定取消しの理由

(2) 指定取消しの要否

(3) 乙による改善策の提示と指定取消しまでの猶予期間の設定

(4) その他必要な事項

3 前項の規定により甲が指定管理者の指定を取り消したときは、乙は、既

に受領した業務委託料を甲に返還しなければならない。ただし、協定期間
の中途において当該指定を取り消したときは、甲乙協議して返還金の額を
算出するものとする。

- 4 指定の取消し後の期間に係る契約及び出演交渉の権利並びに使用申請は、
指定取消しの際、速やかに甲に引き渡さなければならない。

(乙による指定の取消しの申出)

第50条 乙は次のいずれかに該当する場合、甲に対して指定の取消しを申し
出ることができるものとする。

- (1) 甲が本協定内容を履行せず、又はこれらに違反したとき（一方的な仕
様変更又は指定管理料の減額等、甲より不合理な要求が提示された場合
を含む。）
- (2) 甲の責めに帰すべき事由により乙が損害又は損失を被ったとき
- (3) その他、乙の責めに帰すべき事由により乙が指定の取消しを希望する
とき

- 2 甲は、前項の申出を受けた場合、乙との協議を経てその処置を決定する
ものとする。

(不可抗力による指定の取消し)

第51条 甲又は乙は、不可抗力の発生により、施設又は設備に損害が発生し、
本業務の継続が困難と判断した場合は、相手方に対して指定取消しの協議
を求めることができるものとする。

- 2 協議の結果、やむを得ないと判断された場合、甲は指定の取消しを行う
ものとする。
- 3 前項の取消しによって乙に損失及び増加費用が発生した場合、当該費用
の負担については甲と乙の協議により決定するものとする。

(本業務の引継ぎ)

第52条 乙は、本協定の満了に際し、甲又は甲が指定する者に対し、本業務
の引継ぎを行わなければならない。

- 2 甲は、必要と認める場合には、本協定の満了に先立ち、乙に対して甲又
は甲が指定する者による管理施設の視察を申し出ることができるものとす
る。
- 3 乙は、甲から前項の申出を受けた場合は、合理的な理由のある場合を除
いてその申出に応じなければならない。

(原状復帰義務)

第53条 乙は、本協定の満了までに、指定開始日を基準として管理物件を原
状に回復し、甲に対して管理物件を明け渡さなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、甲が認めた場合には、乙は管理物件の原状回
復は行わずに、別途甲が定める状態で甲に対して管理物件を明け渡すこと
ができるものとする。

(権利の譲渡等)

第54条 乙は、この契約によって生ずる一切の権利義務を第三者に譲渡し、もしくは承継させ、又は担保の目的に供してはならない。ただし、甲の承諾を得たときは、この限りでない。

(反社会的勢力等の排除)

第55条 乙は公の施設の管理運営にあたり、暴力団、暴力団員等を始めとする反社会的勢力を排除するために、以下の事項を遵守しなければならない。

- (1) 乙は、甲が武蔵野市暴力団排除条例及び武蔵野市が発注する契約における暴力団等排除措置要綱に基づき、甲の契約から排除する措置（入札参加資格停止措置）を行った業者を公の施設の管理運営に関する契約の相手方としてはならない。
- (2) 乙が公の施設の管理運営に関する契約を締結するときには、契約の相手方が甲から入札参加停止措置を受けた場合、当該契約を解除又は解約できる旨を契約条項に規定しなければならない。
- (3) 乙は、公の施設の管理運営に関して不当要求行為等を受けたときは、速やかに甲に報告するとともに、警察に届けなければならない。

(本業務の範囲外の業務)

第56条 乙は、対象施設の設置目的に合致し、かつ本業務の実施を妨げない範囲において、自己の責任と費用により、自主事業を実施することができるものとする。自主事業とは、本業務以外の業務で、乙が自己の責任と費用において実施する業務のことをいう。

- 2 乙は、自主事業を実施する場合は、甲に対して業務計画書を提出し、事前に甲の承諾を受けなくてはならない。その際、甲と乙は必要に応じて協議を行うものとする。
- 3 乙が行う自主事業を実施するにあたって、甲は別途に自主事業の実施条件等を定めることができるものとする。

(請求、通知等の様式その他)

第57条 本協定に関する甲乙間の請求、通知、申出、報告、承諾及び解除は、本協定に特別の定めがある場合を除き、書面により行わなければならない。

- 2 本協定の履行に関して、甲乙間で用いる言語は、日本語とする。
- 3 本協定の履行に関して甲乙間で用いる計量単位は、本協定に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）の定めるところによる。
- 4 本協定に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。

(リスクの分担)

第58条 本指定管理に関するリスクの分担については、本協定又は募集要項に示すリスク分担表のとおりとする。

2 前項の責任分担のうち、施設等の損傷が第三者の責めに帰すべきものであり、当該第三者が特定できる場合、乙は当該第三者に対して当該損害の賠償を求めるものとする。第三者が特定できない場合及び第三者が損害の賠償等に応じない場合は、甲と乙の協議のうえ、対応を決定する。
(協定の変更)

第59条 本業務に関し、本業務の前提条件や内容が変更したとき又は特別な事情が生じたときは、甲と乙の協議のうえ、本協定の規定を変更することができるものとする。

(解釈)

第60条 甲が本協定の規定に基づき書類の受領、通知若しくは立会いを行い、又は説明若しくは報告を求めたことをもって、甲が乙の責任において行うべき業務の全部又は一部について責任を負担するものと解釈してはならない。

(標準処理期間)

第61条 乙は、武蔵野市行政手続条例（平成8年3月武蔵野市条例第5号）の趣旨にのっとり使用許可の申請等が施設に到達してから当該申請に対する処分をするまでに通常要すべき標準的な期間を定めるよう努めるとともに、これを定めたときは、適当な方法により公にしなければならない。

2 前項に規定するもののほか、乙は、武蔵野市行政手続条例の趣旨に沿った施設の運営における公正の確保と透明性の向上を図り、もって市民の権利利益の保護のための必要な措置を講じるものとする。

(協議事項)

第62条 この協定書に定めるもののほか、管理業務の内容若しくはその処理について疑義が生じたとき、又はこの協定書に定めのない事項については、甲乙協議のうえ定めるものとする。

(裁判管轄)

第63条 本契約に関して生じた一切の争訟は、甲の所在地を管轄する地方裁判所または簡易裁判所をもって第一審の専属管轄裁判所とする。

この協定の締結を証するため、甲と乙は本協定書2通を作成し、それぞれ記名押印のうえ各1通を保有する。

令和7年4月1日

甲 東京都武蔵野市緑町2丁目2番28号
武蔵野市教育委員会

乙 東京都武蔵野市吉祥寺北町5丁目11番20号
公益財団法人武蔵野文化生涯学習事業団
理事長 竹内 道則